

尾道市立大学附属図書館収書方針

平成26年 4月 1日

尾道市立大学図書館運営委員会

I 収書理念

尾道市立大学（以下本学という。）は、専門分野における確かな知識と能力、そして豊かな教養と広い視野をもち、地域社会及び国際社会に貢献し得る人材の育成を目的としている。尾道市立大学附属図書館は、こうした大学の目的を達成するために、本学の教育と研究を根幹的に支え、資料・情報の所蔵・発信拠点として本学の中核的構成要素でなければならない。

図書館は、利用者、資料、施設、館員から構成される。なかでも資料は、大学の目的を達成するための基本要素である。長年にわたり精選・蓄積された資料群は、図書館の歴史と思想そのものであり、同時に大学の歴史と思想にほかならない。したがって、資料収集は、大学図書館に課せられた重要な使命である。

II 収書方針

図書館は、大学の理念、教育・研究の目的を所蔵資料のなかに具現するために、一定の方針のもとに資料を収集し、蔵書を構築しなければならない。収書方針は、収書理念に従い、計画性をもちつつ、情勢の変化に十分対応できる柔軟性を保持し、つねに資料の構成や利用動向を分析し、遺漏のないように収集しなければならない。

図書館は、次の方針により、利用者にとって必要と判断する資料を、収集する。

- 1) 長期的展望に立って広く体系的に収集し、とりわけ学部・学科構成、学問の動向に留意し、適正な蔵書構築を図る。
- 2) 基本的・標準的な資料に関して、特に遺漏がないように努める。また、本学研究者不在の領域、学際的領域、新興分野に関して、基本資料の収集に努める。
- 3) 利用者の資料要求を基本とし、学術的資料を収集する。
- 4) カリキュラムに十分配慮し、学生の学習や教養の向上に役立つ資料を収集する。
- 5) 各教員の研究成果を積極的に収集する。
- 6) 継続図書・雑誌については、適宜購入の確認を行う。
- 7) その他、上記以外で館長が適切と認めた資料については収集する。

III 収書基準

1) 一般資料

1. 各専門分野の研究に必要な資料

入門書、概論、基本図書、専門書は積極的に収集する。

2. 諸科学の共通領域の研究資料

学際的分野や研究者不在の領域については選択的に収集する。

3. 上記の他に古典として評価されている資料を網羅的に収集する。

4. 教育課程にそった資料

積極的に収集する。シラバス中に参考資料として掲げられている資料については網羅的に収集する。

5. 一般教養に関する資料

書評対象図書、ベストセラー図書、受賞図書は積極的に収集する。

6. 新書・文庫

主な新書・文庫等を収集する。新書・文庫名等については別に定める。

7. 学生希望図書

内容については検討し、積極的に収集する。

8. 視聴覚資料

著作権を考慮の上、積極的に選択・収集する。

9. 参考図書、二次資料等については、選書委員会の議を経て、選択的に収集する。

参考図書名、二次資料名については別に定める。

2) 雑誌（選択的）

1. 各専門分野における基本的な学術雑誌

2. 各専門分野の主要な機関誌

3. 大学・専門研究機関の紀要

4. 総合誌および各分野誌

3) 新聞

国内外の主要紙を選択的に収集する。紙名については別に定める。

4) 外部データベース

5) 特色ある資料

6) 収集しない資料

1. 指定教科書・資格試験等の問題集や、それに類するもの

2. 自分自身が利用する目的ではなく、他の人に勧めるためのもの

3. 内容が大学図書館に相応しくないと判断されるもの（タレント本・ゲーム攻略本・マンガなど）

4. 個人的な趣味に偏り過ぎ、他の人の利用が見込まれないもの

5. その他、図書館運営委員会が不要と判断したもの

IV 収書体制

1) 尾道市立大学附属図書館は選書委員会をおく。

2) 選書委員は、図書館運営委員が兼務する。また、選書委員会が必要と認めれば、図書館運営委員以外の者を委員に加えることができる。

3) 選書委員会は、図書館運営委員会に併せて開催する。

V 収書方針の改訂

収書方針の改訂は、図書館運営委員会が行い、教育研究審議会ではかり、学長の決定を得た後、教授会へ報告する。